

中部電力株式会社「(仮称) あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和2年11月13日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、中部電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：愛知県田原市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月24日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和2年11月6日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和2年11月13日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

中部電力株式会社「(仮称) あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置の可能性がある区域としてA案及びB案の複数案を設定し、それぞれの区域について事業実施に伴う騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観等に係る調査、予測及び評価が実施されている。このため、複数案からの絞り込み、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置及び位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺においては、本事業者による他の風力発電所が建設中であり、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域の大部分が、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されていることから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域の周辺は、サンバ等の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電

設備への衝突事故、移動経路の阻害等による影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域の周辺には、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年愛知県条例第3号)に基づき指定された「田原市小中山町ハギクソウ生息地保護区」が存在しており、想定区域内には、「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧 I A類として分類され、現存個体数が極めて少ないとされるハギクソウが生育している可能性がある。また、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた砂丘植生、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域及びハギクソウの生育範囲を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。特に、ハギクソウについては、現地調査結果や専門家の助言を踏まえ、影響が想定される範囲を対象事業実施区域から除外すること。

(5) 景観に対する影響

想定区域の大部分が、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されており、本事業の実施により、当該国定公園の海岸景観等への重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、「西ノ浜海浜の森」や、当該国定公園の利用施設計画に位置付けられている「休暇村伊良湖」、「篠島線道路(歩道)」等が主要な眺望点として存在しており、風力発電設備等の配置等によっては、これら主要な眺望点から展望する場合に著しい妨げとなる可能性がある。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見

込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。特に、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年3月環境省)に基づき、当該国定公園区域の主要な眺望点からの景観を著しく妨げ、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備等の配置等を回避することができないと判断される場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。